

業務指示書

ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：稲作技術普及・制度化に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／稲作政策／組織間調整）】

- 1) 類似業務の経験：稲作政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 稲栽培／技術改良】

- 1) 類似業務の経験：稲栽培／技術改良に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写6部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.11557 円, US\$1 = 122.201 円, EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 1月10日(木) 15:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)2F 208会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／稲作政策／組織間調整
稲栽培／技術改良

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

29.00 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月29日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／稲作政策／組織間調整	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 稲栽培／技術改良	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）の農業セクターは GDP の 35.6%（世界銀行、2016）、就業人口の 60%、輸出金額の 65%を占め（Comprehensive Public Expenditure Review、2013）、同国経済開発及び貧困削減に資する重要セクターに位置付けられる。また小規模農家による農業生産量はケニア全体の 75%以上を占めており、ケニアの農業において重要な役割を担っている。

ケニアにおいてコメの消費量は人口増加と経済発展に伴い、都市部を中心に急増しており、コメの国内生産量も高い伸びを示しているものの、自給率は 3 割弱にとどまっている（国家稲作振興戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）、2014）。このためケニアでは、食料安全保障、経常収支改善の観点からコメの増産は重要な開発課題と認識されている。ケニアの三大主食作物であるメイズ、小麦、コメの内、コメの消費が特に伸びている主な要因は、調理が比較的容易であることや食味の良さ、栄養価の高さなどによるとされており、この傾向は都市部において顕著である。

ケニアにおけるコメ生産の 8 割弱はケニア中部のムエア灌漑地区において行われているが、JICA は同地区における灌漑施設開発・稲作技術普及に資するべく、1980年代より継続的に支援を実施してきている。直近では、技術協力プロジェクト「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト（以下、「RiceMAPP」：Rice-based and Market-oriented Agriculture Promotion Project）が 2012 年 1 月から 2017 年 1 月までの 5 年間で実施され、節水稲作（WSRC：Water Saving Rice Culture）技術を始めたとした収益性の高い各種技術の、同地区内の農家への普及体制が強化された。

係る状況下、ケニア政府は我が国に、RiceMAPP を通して開発された WSRC、改良型ヒコバエ生産、改良型水管理といった稲作関連技術のムエア灌漑地区内でのさらなる普及及び技術の定着を推進するとともに、他灌漑地域への当該技術の展開を通じたコメ生産性の向上を目的とした技術協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）を要請した。JICA は、本プロジェクトの要請が日本政府により採択されたことを受け、2017 年 2 月～3 月に詳細計画策定調査を実施し、ムエア灌漑地区の他に、ケニア西部に位置し、稲作のポテンシャルが比較的高いと判断されるアヘロ灌漑地区及びウェスト・カノ灌漑地区を対象地区として本プロジェクトを実施することにつきケニア政府と合意した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト

(2) 上位目標

1. 対象灌漑地区におけるコメ生産量が増加する。
2. コメ生産技術が対象灌漑地区以外の灌漑地区へ展開される。

(3) プロジェクト目標

灌漑地区間のコメ生産技術展開のための RIPP（Rice Promotion Program：農業・畜産・水産・灌漑省 コメ振興プログラム）の調整能力の強化を通じ、対象灌漑地区におけるコメ生産技術が改善する。

(4) 期待される成果

成果 1：コメ生産技術を全国展開するための RIPP の調整能力が強化される。

成果 2：RIPP による能力強化枠組みを通じ、対象西部灌漑地区の関係者へコメ生産技術が展開される。

成果 3：ムエア灌漑地区における RiceMAPP の実施を通じて得た経験に基づき、現地に適応したコメ生産技術が、既存の技術普及体制を通じて対象灌漑地区の一般農家に普及する。

(5) 活動の概要

0. 稲栽培や灌漑水管理、家計、市場等に関するベースライン及びエンドライン調査を実施する。

【成果 1 にかかる活動】

活動 1-1 から 1-4 は RIPP の調整能力の向上を目的としており、1-5 から 1-8 は上位目標に向けたコメ生産技術展開のアクションプランの策定を目的としている。

(RIPP の調整能力の向上)

- 1-1. 各灌漑地区においてコメ生産技術を展開するための RIPP に期待される役割を明確にする。
- 1-2. 展開すべきコメ生産技術及び技術展開するにあたって実施すべき活動を明確にする。
- 1-3. 活動 1-2 で選定された各技術を展開するための機関を明確にする。
- 1-4. 成果 2 に係る活動から得られた教訓に基づき、活動 1-1、1-2、1-3 の見直し及び改定を行う。

(コメ生産技術展開のアクションプラン策定)

- 1-5. RIPP がコメ生産技術の展開を担う灌漑地区において、自然・社会環境及び農業活動についての情報を収集する。
- 1-6. 技術展開対象の各灌漑地区において展開すべき技術、技術展開のための活動、及び技術展開活動を実施する機関を確認する。
- 1-7. 活動 1-5、1-6 を踏まえてコメ生産技術を全国展開するためのドラフトアクションプランを策定する。
- 1-8. 技術展開に関するアクションプランを最終化するためのステークホルダー会議を開催する。

【成果 2 にかかる活動】

- 2-1. 関連機関との連携により、RiceMAPP の実績（関連文献）を分析する。
- 2-2. RIPP の監督の下、キスム稲ステークホルダーフォーラム¹と協力して西部地区の対象灌漑地区へのコメ生産技術の展開に向けた技術展開計画を策定する。
- 2-3. RiceMAPP で開発された技術をカスタマイズするために、関連機関との連携により、西部地区の対象灌漑地区における稲栽培や灌漑水管理等に関する基礎情報調査を実施する。
- 2-4. ケニア農業畜産研究所（KALRO : Kenya Agricultural and Livestock Research Organization）Kibos 地方事務所の協力の下、RiceMAPP で開発された技術を

¹ スキム郡レベルの稲関係者の会合の場合、メンバーはスキム郡政府、国家灌漑公社、稲作農家代表、協同組合代表、民間精米業者、研究機関等。

西部地区向けにカスタマイズするための試験をアヘロ灌漑研究ステーション (AIRS : Ahero Irrigation Research Station) と共に行う。

- 2-5. AIRS の協力の下、稲栽培技術 (いもち病、イネ黄斑病などの病虫害対策) の改善のための試験を KALRO Kibos と共に行う。
- 2-6. 活動 2-4 及び 2-5 の結果に基づき、AIRS 及び KALRO Kibos と共に現地に適応したコメ生産技術についてのガイドラインを策定する。
- 2-7. 活動 2-6 に基づき、AIRS 及び KALRO Kibos と共に TOT (Training of Trainers) 及びコア農家向け研修のための研修教材を作成する。
- 2-8. 活動 2-6、2-7 に基づき、RIPP 及びキスム郡政府と共に、普及員を対象とした TOT を実施する。

【成果 3 にかかる活動】

成果 3 にかかる活動は主に 2 つの項目に分けられる。一つは稲栽培、もう一つは灌漑水管理に関するものである。

(稲栽培)

- 3-1. ムエア灌漑地区 (MIS : Mwea Irrigation Scheme)、アヘロ灌漑地区 (AIS : Ahero Irrigation Scheme)、及びウェスト・カノ灌漑地区 (WKIS : West Kano Irrigation Scheme) のコア農家の圃場において、稲栽培技術の展示 (活動 3-3、3-4) 及び研修 (活動 3-5、3-6、3-7、3-8) のための圃場を整備する。
- 3-2. MIS において、対象灌漑地区の普及員、コア農家及び他の関連ステークホルダーを対象とした研修を実施する。
- 3-3. 活動 2-4 及び 2-5 で開発された現地に適応した稲栽培技術をコア農家の圃場で実践する。
- 3-4. カスタマイズした技術のコア農家の圃場における効果を AIRS と共にモニタリング及び検証する。
- 3-5. アヘロ灌漑事業管理事務所及びウェスト・カノ灌漑事業管理事務所のサポートの下、キスム郡政府及び AIRS と共に、他灌漑地区の篤農家に対する研修を実施する。
- 3-6. 活動 2-7 で作成された研修教材を用いて、コア農家から一般農家への稲栽培技術の移転を支援する。
- 3-7. コア農家向け研修及びコア農家から一般農家への稲栽培技術の移転活動の状況のモニタリング及びフォローアップを行う。
- 3-8. 次年度の活動に向け、活動 3-7 で実施されたモニタリング結果のフィードバックを行う。

(灌漑水管理)

- 3-9. 活動 2-3 に基づき、灌漑水管理 (二次水路及び三次水路) の現状について分析する。
- 3-10. 活動 3-9 で実施された現状分析の結果を受け、有効な灌漑水管理のための対策を検討する。
- 3-11. TOT 及びコア農家を対象とした灌漑水管理の研修教材を作成する。
- 3-12. 活動 3-11 で作成された研修教材を用いて、灌漑水利組合向けに稲作を中心とした営農体系に即した灌漑水管理方法についての研修を実施する。
- 3-13. 灌漑水利組合が実施する灌漑水管理活動の状況のモニタリング及びフォローアップを行う。
- 3-14. 灌漑水管理方法の改善に向け、活動 3-13 で実施されたモニタリング結果のフ

ィードバックを行う。

(その他)

- 3-15. ネットワーク強化のため、キスム稲ステークホルダーフォーラムのメンバー間での技術普及・意見交換を推進する。
- 3-16. 活動 2-3 の結果、文献調査、及び RiceMAPP の実績に基づき、収穫後処理技術、機械化、及びマーケティング分野の改善に向けたフィージビリティ調査を行い、その優先度を踏まえて活動を実施する。
- 3-17. フィールド・デイやラジオ、ポスターなどを通じてプロジェクト活動についての広報活動を行う。

(6) プロジェクトサイト／対象地域名

ケニア中部 (キリニャガ・カウンティ) : ムエア灌漑地区

ケニア西部 (キスム・カウンティ) : アヘロ灌漑地区、ウエスト・カノ灌漑地区

(7) 相手国実施機関

実施機関 : 農業・畜産・水産・灌漑省 (Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and Irrigation) (以下、「農業省」)

協力機関 : 国家灌漑公社 (以下、「NIB」: National Irrigation Board)、キリニャガ郡政府、キスム郡政府、ケニア農産研究所 (以下、「KALRO」: Kenya Agricultural and Livestock Research Organization)

3. 業務の目的

「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 8 月 28 日に JICA がケニア農業省と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 基本方針

本プロジェクトは、ムエア灌漑地区、アヘロ灌漑地区、ウエスト・カノ灌漑地区において、コメの生産性及び生産量が向上し、ケニア政府 (RIPP 含む農業省関連部局、NIB、群政府等) が自ら稲作技術を展開するための体制構築及び能力強化を図るものである。

(2) 各灌漑地区におけるコメの生産量・生産性の向上

ムエア灌漑地区においては稲作技術の全国展開拠点としての機能と共に、RiceMAPP において技術普及が十分行えなかった、ティバ川及びニャミンディ川の中～下流域に位置する農家への普及能力の強化を合わせて行う。

西部の 2 灌漑地区 (アヘロ灌漑地区、ウエスト・カノ灌漑地区) においては、ムエア灌漑地区を技術展開・普及拠点とし、RiceMAPP で開発された節水稲作、改良

ヒコバエ栽培などのコメ生産技術の改良・適応を図り、コア農家や既存農家組織である灌漑水利組合などを通じて導入・普及を行う。

本プロジェクトでは、ムエア灌漑地区での技術定着及び西部 2 灌漑地区への技術展開が単純な技術移転に終わらず、ケニア政府による将来的な稲作振興の取り組み事例になるように、コンサルタントは技術展開やモニタリング、フィードバックの方法を工夫すること。

(3) 稲作技術の全国展開のための体制構築

ケニアは「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)」の第一グループに属し、中央政府である農業省は NRDS に基づき、国として稲作振興を掲げている。他方、地方分権化した同国において農業普及体制、及びコメの重要性・位置付けは各郡によって異なる。さらには、稲作振興を推進するにあたって、関係機関（農業省、NIB、郡政府）の実施体制及び相互連携は必ずしも十分ではない。本プロジェクトの上位目標を達成するためには、ケニア国内全体で稲作振興を推進するための体制の整備、すなわち、関連するケニア政府 (RIPP 含む農業省関連部局、NIB、群政府等) の機能及び連携の強化が不可欠であり、それにかかる RIPP 等各機関への支援の方法についてプロポーザルで提案すること。関連部局の所掌については配布資料（プロジェクト構成図）参照。

具体的には、各灌漑地区において展開すべき技術、技術展開の活動内容及び関係機関間での役割分担を明確にしたうえで、RIPP がコメ生産技術を展開するためのアクションプランを策定することとしている。コンサルタントは、これら一連の活動を通じて関連機関の体制構築及び調整能力が向上するためのアプローチを提案すること。

C/P 人員配置については、農業省が本プロジェクト開始前までに配置・指名することで合意している。

(4) 経済効率性及び効果的な事業運営

本プロジェクトによる活動エリアは 3 灌漑地区及び農業省であり、かつ各エリアにおいて多様な関係者との協働が前提となるが、経済効率性に留意し、効果的に事業を推進すること。そのための具体的な方策をプロポーザルにて提案すること。

なお、詳細計画策定調査時の一連の協議においてケニア側からは自らの技術展開に係る予算確保への不確定さについて率直な説明がなされており、本プロジェクトには効率的かつ効果的な技術展開の実証という役割も求められる。

(5) 普及方法・コア農家の活用

本プロジェクトでは、コメ生産技術の全国展開に向けて関係機関の体制・連携・能力強化に取り組みに加え、郡レベルの普及員の能力強化・支援も行う。但し、郡普及員のみで稲作技術普及を依存することは不十分であるため、RiceMAPP において適用したように、事業で選定したコア農家を通じ、一般農家への技術の普及を図る。なお、RiceMAPP を通じて、ムエア灌漑地区の農家 7,453 人のうちコア農家 181 人、フォロアー農家 706 人が育成された。

また、既存の農民組織である灌漑水利組合や、西部灌漑地区においては稲作関係者によるフォーラムがすでに形成されていることから、それらを活用した技術普及や情報交換も模索すること。

(6) 協力対象以外の灌漑地区

本プロジェクトの対象地区は、ムエア灌漑地区、西部2灌漑地区（アヘロ灌漑地区、ウェスト・カノ灌漑地区）であるが、詳細計画策定調査時にケニア側から西部2灌漑地区に隣接するコミュニティ・ベースのサウス・ウェスト・カノ灌漑地区を対象に含めるべく要請があった。同要請に対し、対象地区を増やすことは効率的なプロジェクト運営に弊害となるため、対象地区は限定することが望ましい旨説明している。

ただし、プロジェクト終了後、ケニア全土に稲作技術が展開されるためには、本プロジェクトにおける協力対象地域のみならず、稲作ポテンシャルのある地区における人材育成は重要であることから、サウス・ウェスト・カノ灌漑地区を含む他灌漑地区からは、篤農家を西部灌漑地区において実施する研修に招請すること。

(7) 本プロジェクトのスコープの変更・見直し

詳細計画策定調査時にケニア政府側からは、収穫後処理、マーケティング・アグリビジネス、農業機械化分野についても本プロジェクトのスコープに含める旨の提案があった。しかし、協議の結果、本プロジェクトの効果・効率性を高めるために、当初より本プロジェクトのスコープの中に含めるのではなく、本プロジェクト実施期間中に関連分野の改善に向けた可能性の調査を行い、その調査結果に基づき、優先度・必要性に応じて計画・活動を実施することとした。コンサルタントは当調査を実施し、検討結果を JICA に報告すること。

また、一般的に技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に応じて、アプローチを変更する柔軟性が求められることに留意すること。

但し、本プロジェクトのスコープ拡大・変更を想定したプロポーザルおよび見積を作成することは不要。

(8) 栄養改善及びジェンダーへの配慮

ケニアは保健セクターにとどまらないマルチセクターでの取り組みを通じ、国民の栄養改善に取り組むことを目指した「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)²」の重点 10 カ国の一つとなっている。このため本プロジェクトにおいても、家庭の栄養改善に貢献することが期待される。

また、農家の男女間では仕事の役割やニーズが異なることを前提に、対象地域での技術普及においては女性への配慮を十分に行うとともに、ジェンダー関係の改善による世帯内労働力の再分配や女性労働力の軽減を図ることが肝要である。栄養改善及びジェンダー主流化について、どういった貢献が可能かプロポーザルにて提案すること。

(9) 他の協力プロジェクト・ドナーとの連携

農業省には農業振興アドバイザー及び灌漑普及アドバイザーを派遣中である。また、プロジェクト対象地域の一つであるムエアでは、円借款「ムエア灌漑開発事業」を実施中である。これらの JICA による他協力や他ドナーによる取り組みとの相乗効果が得られるよう留意すること。

² JICA の取り組み「栄養改善」: <https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/approach.html>

(10) 広報活動

本プロジェクトの実施に当たっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、ケニア及び日本の国民が理解するように、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるように、お互いに情報共有を図ることとする。このため、ソーシャルメディアの活用など、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

6. 業務の内容

本業務については以下のとおり想定しているが、プロジェクト目標達成のため変更、削除、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

【第1期契約期間：2019年2月～2020年4月】

(1) ワーク・プラン（全体期間及び第1期）の合意

本プロジェクトの全体像を把握し、事業実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（案、英文）に取りまとめる。

同プランを基に、C/P 機関と協議、意見交換し、事業の全体像を共有するとともに、必要に応じ、その修正版を作成し、ワーク・プランとして取りまとめ、ケニア政府側と合意する。案件実施体制（各関係機関との連絡体制やモニタリング実施体制を含む）、ケニア政府からの便宜供与内容についてもケニア政府側に確認する。

(2) 合同調整委員会等の開催

本プロジェクトを円滑に実施するため、農業省が設置する「プロジェクト合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）」を少なくとも年に2回、開催できるよう支援する。また JCC には、JICA ケニア事務所、プロジェクト専門家の他、農業省、NIB、KALRO、郡政府（対象2郡の農業担当官含む）及びその他関連省（財務省、国際協力省）等の参加を促し、プロジェクトの進捗状況確認、必要に応じた全体計画の変更、当年次事業計画の承認、プロジェクト活動の調整・フォロー・モニタリング・評価、及びプロジェクト実施に係る課題解決についての協議などが適切に行われるように取り組むこと（資料作成含む）。

(3) ベースライン調査及び収穫後処理等の可能性に係る調査の実施

現地に適応したコメ生産技術を展開するにあたって、ケニアにおける稲作の現状や課題等についてベースライン調査を行う。主な調査項目は以下の通りだが、他に必要があると思われる事項があれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。また、同調査を踏まえ、収穫後処理等の可能性に係る調査を行う。なお、本調査については再委託を可とする。これら調査経費は本見積もりに含めること。

- ① 対象灌漑地区の稲作にかかる現況、課題等
 - ・ コメ生産量、稲作農家数などの基礎情報
 - ・ 営農形態、稲作技術、稲作暦
 - ・ 現場普及員による普及活動の現況
 - ・ 農家間普及状況
 - ・ 灌漑水管理の状況、灌漑水利組合の活動状況
 - ・ その他コメ生産に関する団体・機関に関する情報
- ② 対象灌漑地区の社会経済にかかる現状
 - ・ 家計、市場など

- ③ ケニアの稲作振興政策の動向
- ④ その他必要と考えられる項目

(4) プロジェクト成果に係る指標の決定

ベースライン調査の結果を踏まえ、C/P 機関と協議を行い、プロジェクト目標や成果の指標（案）を作成する。その後、JCC においてベースライン調査結果と共にプロジェクト目標や成果の指標（案）の協議を行い、合意を形成する。

(5) コメ生産技術の全国展開に向けた関係機関の役割分担の明確化

RIPP 含む農業省、NIB や郡政府など関係機関・関係者との協議・意見交換のもと、各機関が担うべき役割・責務を明確にし、展開すべきコメ生産技術、またそれら技術を展開するために行うべき活動を明確にする。

(6) コメ生産技術を全国展開するためのアクションプランの策定準備

コメ生産技術を全国展開するためのアクションプランを策定支援するための自然・社会環境及び農業活動について情報を収集・分析する。関係機関との協議のもと、展開すべき技術、技術展開のための活動及び実施機関を定める。

(7) 西部 2 灌漑地区への技術展開計画の策定支援

西部 2 灌漑地区への技術移転を効率的に行うにあたって、技術展開計画を策定支援する。これは、(6) で策定される全国展開アクションプランに基づき進められる具体的な先行事例の実施であり、RIPP のイニシアチブのもと進められるものであることに留意し、コンサルタントは適切な支援を行う。

(8) 西部 2 灌漑地区に適した技術改良及び技術ガイドラインの策定支援

技術展開計画に基づき、西部 2 灌漑地区に適する技術の移転・展開を行う。その際、RiceMAPP で開発された技術やガイドラインを活用することをベースとするが、ムエア灌漑地区と西部 2 地区ではコメ生産における様々な条件・環境が異なるため、西部地域における稲栽培や灌漑水管理などの基礎的な情報収集を行うこと。収集した情報に基づき、各地区に適した技術のガイドラインを策定する。

なお、西部 2 灌漑地区ともにポンプ灌漑を採用している。両地区ともに水路を含む灌漑地区の設計が異なり、排水方法等に問題を抱えている。よって、水管理については、圃場レベルでの水管理支援・指導のみならず、二次水路及び三次水路を中心とした広域水管理を含む水管理分野の支援・指導についても行う。

(9) 灌漑地区の普及員やコア農家等への技術普及

西部 2 灌漑地区の普及員やコア農家等への技術の普及は、研修を中心として実施する。研修を実施するにあたっては、適切な技術を採用し、(8) で策定したガイドラインも用いて、対象者に即した研修内容の設定及び教材の作成を行うこと。本プロジェクトで実施を想定している研修等は以下の通りだが、他に必要な取り組みがあれば、理由と共にプロポーザルで提案すること。

① コア農家を活用した技術移転・普及

各灌漑地区において「コア農家」を通じ、一般農家への技術の普及を図る。そのために選定したコア農家の圃場には、稲栽培技術の展示とそれを活用した実際的な研修が行える圃場の整備を行う。なお、コア農家の

選定に際してはジェンダー及び地理的バランスにも配慮すること。また、コア農家圃場整備作業については再委託を可とする。当整備に係る費用は本見積もりに含めること。

- ② コア農家圃場における技術の検証
ムエア灌漑地区では既存及び開発・改良した稲栽培技術をコア農家の圃場で実践し、さらに改良を図る。西部2灌漑地区においては、カスタマイズした技術のコア農家圃場における効果をAIRSとモニタリング・検証し、適宜フォローアップ及びフィードバックを行い、研修を改良し、翌年度以降の活動に生かす。
- ③ モデル灌漑地区における普及員、コア農家、灌漑水利組合への研修
C/Pから郡普及員、コア農家、灌漑水利組合、及び他の関連ステークホルダーに対して、稲栽培技術及び灌漑水管理に関する研修を行う。実施に先立ち、プロジェクト専門家はC/Pに対して、研修実施に必要な知識・技術に係る指導を行う。研修の実施状況および移転活動の状況のモニタリングを行い、研修実施の状況及び効果発現に関する分析を行い、研修効果が一層高まるよう、改良を重ねる。
- ④ 他灌漑地区の篤農家への研修
西部2灌漑地区において、アヘ口灌漑事業管理事務所及びウエスト・カノ灌漑事業管理事務所のサポートの下、キスム郡政府及びAIRSとともに、サウス・ウエスト・カノ等他灌漑地区の篤農家に対しても、稲栽培技術に関する研修を行う。
- ⑤ コア農家から一般農家への技術移転
コア農家から一般農家への稲栽培技術の移転を支援する。また、移転活動の状況のモニタリングを行い、適宜フォローアップを行う。
- ⑥ 既存の農民組織である灌漑水利組合や、西部灌漑地区においては稲作関係者によるフォーラムがすでに形成されていることから、それらを活用した技術普及や情報交換も並行して推進する。

【第2期契約期間：2020年5月～2022年2月】

(10) ワーク・プラン（第2期）の合意及び合同調整委員会等の開催
上述（1）及び（2）同様に実施する。

(11) コメ生産技術の全国展開に向けた関係機関の役割分担の見直し
関係機関の役割分担について、プロジェクトを進める中で得られた教訓をもとに見直し及び改訂し、活動に適宜反映させる。

(12) コメ生産技術を全国展開するためのアクションプラン案の策定支援
第1期に開始したコメ生産技術を全国展開するためのアクションプランのドラフト策定を支援する。

(13) 西部2灌漑地区への技術展開計画の策定支援
事業を進める中で得られた教訓をもとに計画を見直し及び改訂し、活動に適宜反映させる。

(14) 西部2灌漑地区における技術展開活動の継続

第1期に開始した活動を継続して実施し、得られた結果について随時ガイドライン及び研修に反映し、技術普及活動に取り入れる。

(15) 灌漑地区の普及員やコア農家等への技術普及の継続

第1期に開始した技術普及活動を継続して実施し、その定着及び拡大を図る。

(16) 本邦研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施及びコメ生産技術の普及・全国的な展開のためには中核人材の育成が必要であるため、C/P及び政府関係者を対象とした調整能力・機関間連携の強化に係る本邦研修を実施する(プロジェクト期間中に2回程度を想定)。研修期間は10日間程度、人数は7人/回程度を想定している。研修機関、研修内容、研修対象者等、プロポーザルにて提案すること。

本邦研修実施にあたり、コンサルタントはC/P機関及びJICAと相談の上、研修計画の策定、研修受入先の打診・調整、候補者の人選を行うとともに、アプリケーションフォームの作成及び提出支援等、受入に関する支援を行う。本邦研修の実施に当たっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」(以下「研修等実施ガイドライン」という。)に従って実施すること。

【第3期契約期間：2022年3月～2024年2月】

(17) ワーク・プラン(第3期)の合意及び合同調整委員会等の開催

上述(1)及び(2)同様に実施する。

(18) コメ生産技術の全国展開に向けた関係機関の役割分担の見直し

関係機関の役割分担について、事業を進める中で得られた教訓をもとに見直し及び改訂し、活動に適宜反映させる。

(19) 全国展開アクションプランの最終化

プロジェクト終了後、ケニア政府の自助努力によりコメ生産技術を全国展開し、持続的なコメ生産を継続させるためのアプローチを検討し、全国展開アクションプランを最終化するためのステークホルダー会議を開催する。ケニアの地方分権化の状況を鑑み、展開対象灌漑地区における技術普及の持続性に留意の上、協議すること。また、全国展開アクションプランがケニアにおける稲作振興のための正式な戦略・計画として策定されるよう、必要に応じて農業振興アドバイザーや灌漑普及アドバイザー、JICAケニア事務所とともに関係者への働きかけおよびそのための適切な支援を行う。

(20) 西部2灌漑地区への技術展開計画の見直し及び改訂

事業を進める中で得られた教訓をもとに計画を見直し及び改訂し、活動に適宜反映させる。

(21) 西部2灌漑地区における技術展開活動の継続

第2期からの活動を継続して実施し、得られた結果について随時ガイドライン及び研修に反映し、技術普及活動に取り入れる。

(22) 灌漑地区の普及員やコア農家等への技術普及の継続

第2期からの技術普及活動を継続して実施し、その定着及び拡大を図る。

(23) 本邦研修の実施

上述(16)の通り実施する。

(24) エンドライン調査の実施

第1期に実施したベースライン調査で調べた項目およびプロジェクトで得られた情報・資料等につき、プロジェクト最終年次における現状を調査し、ベースラインからの変化を取りまとめ、指標の変化を分析する。また、コメ生産における経済的妥当性を具体的に算出し、本プロジェクト終了後ケニア政府により行われる全国レベルでのコメ生産技術展開・稲作振興を促進するための資料を作成する。本見積もりに含めること。

(25) 最終セミナーの開催

プロジェクトの成果を広く広報するため、最終セミナー(参加者50名程度)をナイロビにて開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者だけではなく、政府及び地方公共団体関係者、NGOや研究機関、民間業者、他ドナーなども対象とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。

会場費用については、会场上借り上げ、音響設備、軽食費用等を含めて、本見積もりに含むこと。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	報告書名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文:3部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文:3部
	プロジェクト業務進捗報告書①	第1期契約終了時	和文:3部 英文:3部 CD-R:3枚
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文:3部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文:3部
	プロジェクト業務進捗報告書②	第2期契約終了時	和文:3部 英文:3部 CD-R:3枚
第3期	業務計画書	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文:3部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文:3部
	業務部分完了報告書	2023年2月頃	英文:3部 和文:3部

	プロジェクト業務完了報告書	第3期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前 に提出し、JICAからのコ メントを踏まえて最終化	和文：3部 英文：3部 CD-R：3枚
--	---------------	----------------------------------------------------------	---------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

（2）技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に JICA に提出することとする。

- ① 研修に使用された教材類
- ② プロジェクトアプローチを取りまとめたガイドライン
- ③ ベースライン調査、フィージビリティ調査、エンドライン調査などの報告書
- ④ その他セミナー配布資料、広報素材等

（3）コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本プロジェクトは、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定している（本プロジェクト期間は60か月）。

- (1) 第1期：2019年2月～2020年4月
- (2) 第2期：2020年5月～2022年2月
- (3) 第3期：2022年3月～2024年2月

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてコンサルタントとJICAが協議し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約 33 M/M
（全体）約 110 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 総括／稲作政策／組織間調整（2号）
- ② 稲栽培／技術改良（3号）
- ③ 灌漑水管理
- ④ 普及／研修
- ⑤ 業務調整／調査・モニタリング

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

- (2) 事務所スペースの提供：農業省及び各灌漑地区 NIB 事務所内に確保予定。

4. 配布資料

本プロジェクトに関する資料を配布します。

- ・稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト終了時評価報告書（英文）
- ・灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化プロジェクト Minutes of Meetings (M/M)
- ・灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化プロジェクト詳細計画策定報告書（案）
- ・灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化プロジェクト Record of

Discussions (R/D)

・灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化プロジェクトプロジェクト構成図

5. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材があれば、プロポーザルの中で①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要理由等を含め提案すること（本見積りとする事。）。

なお、プロジェクト活動に必要な車輛2台(4WD)を、2019年2月中を目途にJICAケニア事務所にて新規調達予定であるが、ドライバー費用、燃料費、保険費等を本見積もりに計上すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。同経費は本見積もりに含めること。

- (1) ベースライン調査、収穫後処理等の可能性に係る調査（6.（3））
- (2) 圃場整備作業（6.（9））
- (3) エンドライン調査（6.（24））

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICAケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上

